

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に伴う 家庭保育協力期間中の保育料の軽減について

保護者のみなさまには、日ごろから施設運営にご協力をいただき、ありがとうございます。また、この間、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、家庭での保育などにご協力をいただき誠にありがとうございます。ご協力いただきました家庭での保育にかかる（保育料の軽減（還付等））につきまして、今後のスケジュールをお知らせいたします。

1 保育料の軽減について

家庭保育を依頼している期間中（令和2年3月2日から6月30日〔予定〕）の各月の保育料について、保育施設等に登園しない場合は、登園しない日数の保育料を軽減させていただきます。

3月分及び4月分の保育料については、施設からご報告いただいた登園状況をもとに日割計算して減額決定し、すでに減額前の金額で保育料を納付いただいている場合は、過納となった保育料を施設から還付していただくこととなります。

〈減額保育料の計算式〉

$$\text{保育料(軽減前)} \times \frac{\text{実際に登園した日数}}{25}$$

※ 還付額は〈**保育料(軽減前)－減額保育料**〉となります。

※ 5月については、開所日数が23日のため、土曜も含めて開所日全部登園した場合は23日となります。

この場合は、開所日において登園しない日がないため、日割計算の対象となりません。登園日数が22日以下の場合に日割計算の対象となります。

2 スケジュール

登園日数の集計、日割り計算、システム処理などに時間を要しますので、現時点では次のとおりの予定となります。また、予定が前後することもありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

| 保育料 | 減額保育料通知時期 | 還付等 |
|-----|-----------|---|
| 3月分 | 6月下旬 | 軽減前の金額で保育料を納付いただいている場合は、大阪市からの減額保育料の通知を受けた後に、施設に還付の手続きをしていただくこととなります。 |
| 4月分 | 7月中旬 | |
| 5月分 | 7月下旬 | |